

入札公告

津軽森林管理署金木支署仮庁舎模様替工事

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和7年11月21日

分任支出負担行為担当官

津軽森林管理署金木支署長 高橋 毅

1 工事概要

- (1) 工事名 津軽森林管理署金木支署仮庁舎模様替工事
- (2) 工事場所 青森県五所川原市金木町川倉七夕野84-66
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

2 競争参加資格要件等

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という。))第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 東北森林管理局における「建設工事」の「土木一式工事」又は「建築一式工事」の一般競争参加資格の認定を受けている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局の一般競争参加資格の再認定を受けた者であること。)で、「土木一式」又は「建築一式」の等級格付がC等級又はD等級に格付されていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成22年4月1日以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。。
なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。
経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。
同種工事：類似施設の新営(新築又は増築)工事、改修工事の施工実績を有すること。

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に配置できること。
- ア 1級若しくは2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- なお、「同等以上の資格を有する者」とは、2級建築士以上の資格を有する者を言う。
- 1級若しくは2級土木施工管理技士の資格を有する者であること。
- イ 平成22年4月1日以降に、上記(4)に掲げる同種の工事経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
- なお、各森林管理局・署等発注の工事であつ、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績と認めない。
- ウ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- エ 主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術提案書の受付日以前に3ヶ月以上ある者。
- オ 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、うち1人が上記の要件を満たしていること。
- (6) 競争参加資格確認申請書(競争参加資格確認資料を含む。以下、「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 各森林管理局・署等が発注した建築工事で、次のすべての事項を満たしていること。
- ア 令和5年度から令和6年度の過去2年度に完成・引渡し完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点未満でないこと。
- なお、当該年度は、工事の終日(工事期限)が属する日によって判断するものとする。
- イ 令和6年4月1日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した工事がある場合においては、当該工事成績評定点が65点未満でないこと。
- ウ 経常建設共同企業体にあつては、当該経常建設共同企業体の実績及び工事成績評定点とし、当該経常建設共同企業体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記ア及びイの要件を満たしていること。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者は、「株式会社小野建築研究所」である。
- (9) 津軽森林管理署金木支署又は津軽森林管理署、青森森林管理署の管轄区域内の市町村に建設業法に定める本社、支店又は営業所を有すること。また、経常建設共同企業体として本競争に参加を希望する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (10) 法令等の規定により許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可を受けている者であること。
- ア 建設業法の許可について
- 建設業法第3条第1項に基づき、「土木工事業」又は「建築工事業」の許可を受けている者。
- イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る登録について
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条により、青森県知事の登録を受けている者。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)
- (12) 次の事項に該当しない者であること。
- ア 不誠実な行為の有無

請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請等。

イ 経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分等。

ウ 安全管理の状況

事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない等。

エ 労働福祉の状況

賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。

(13) 当該工事の施工計画に係る資料等が適正であること。

その記載内容が適正でない(未記載を含む)場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

(14) 当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法で交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

(15) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む)に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(16) 以下に定める届出をしていない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び資料の提出期間、提出先及び方法

本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出期間

令和7年11月25日(火)から令和7年12月8日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

〒037-0202 青森県五所川原市金木町芦野200-498

津軽森林管理署金木支署 総務グループ

電話: 0173-53-3115

メールアドレス: t_kanagi@maff.go.jp

ウ 提出方法

「技術資料作成要領」に示す様式により、電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書

によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記イに承諾書を添付し、持参すること。

なお、詳細は入札説明書による

(3) 申請書及び資料は入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部署

〒037-0202 青森県五所川原市金木町芦野200-498

津軽森林管理署金木支署 総務グループ

電話：0173-53-3115

メールアドレス：t_kanagi@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

下記の交付期間及び交付方法により入手すること。

ア 交付期間

令和7年11月21日（金）から令和8年1月6日（火）まで（入札日の前日まで）

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和8年1月6日（火）午後5時00分とする。

ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和7年12月26日（金）午前9時00分からとする。

イ 紙入札により入札する場合は、令和8年1月7日（水）午前10時00分までに津軽森林管理署金木支署会議室へ入札書を持参すること。

ウ 開札は、令和8年1月7日（水）午前10時00分に津軽森林管理署金木支署会議室において行う。ただし入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争入札参加資格通知書等により変更後の日時を通知する。

エ 紙入札による競争入札への参加に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除。

イ 契約保証金 納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を、電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。なお、詳細は入札説明書による。

工事費内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。

なお、入札の際に工事内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、提出した申請書及び資料に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定

落札者の決定は予決令第 79 条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否

要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 4(1)に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 本案件は、電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（令和 5 年 6 月林野庁）による。

(11) 詳細は入札説明書による。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

本公告に係る工事請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。

国有林野事業工事請負契約約款

参考：東北森林管理局ホームページ掲載場所 ホームページ＞ 公売・入札情報 ＞ 各種要領及びマニュアル

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは 東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>) をご覧下さい。